

V 今後に向けての取り組みについて

成年後見制度に関する市民意識調査の結果によると、権利擁護の有効なツールである成年後見制度の認知度が『聞いたことがある』を含めて6割弱で、今後検討される市民後見制度については7割近くが知らないという結果になっており、普及講演会参加者からも、「制度の事をもっと知りたい」という意見や「どこに相談に行ったらよいかわからない」という声も多く寄せられたことから、普及啓発の必要性は高いと考えます。また、「制度をよく知る人は、将来の不安が少ない」といった市民意識調査の結果から啓発活動だけではなく、相談窓口の設置など目に見える取り組みを行い実感してもらう事で制度を身近なものに感じていただけるのではないかと考えます。

一方、検討委員会においては、行政、専門職団体、相談機関、当事者団体からなる検討委員の活発な議論により、奈良市のあるべき姿についてある一定の方向性を見出すことができました。市民後見人を運営するシステムが未整備であるためそれらの課題を解決し、あるべき姿を実現させる手段として権利擁護センター（仮）の設置が必要であると結論を得たところです。ところが、行政においては、数ある行政課題の中、優先順位が高いとはいえ早々の設置は非常に難しい状況であります。このような現状を踏まえ、奈良市における権利擁護システムのあるべき姿にむけての一步として、相談機関連絡会を立ち上げる事になりました。

具体的な取り組みとしては、以下の5つの柱を中心に組み立てていくことが必要だと考えられます。

- I 権利擁護の普及啓発
- II 後見人の確保
- III ニーズ発見力の強化
- IV 権利擁護支援ネットワークの構築
- V 行政内の権利擁護関係窓口の一元化

これらの取り組みは、後見実施機関、裁判所、障がい者虐待防止センター、高齢者虐待ネットワーク、消費生活相談センター、地域包括ケア会議などと連携し、権利を擁護する必要がある人たちに支援が行き届くことを目指します。

また、様々な事例から新たな課題を抽出し奈良市独自の権利擁護システムをより具体化していくと共に、今回の検討委員会では議論が及ばなかった後見実施部門の設置や既存の後見実施機関への支援、市長申立てなどの受任調整機関の設置などを検討し、後見活動の更なる充実を目指していく必要があります。

市民後見推進事業を実施した事により市レベルで成年後見制度や市民後見人制度を考え、専門職団体や関係機関、市民の力を活用できるような奈良市権利擁護システムが検討された事は大きな成果であるといえます。市民の権利擁護の充実は、「福祉のまちづくり」の基本であり行政の責務であります。これから行政は財源確保に取り組み、行政施策として位置づけていくことが求められています。

次年度以降、5つの柱の中でも『後見人の確保』と『行政内の権利擁護関係窓口の一元化』を重点課題として位置づけ、市民後見人の養成など市民活動を促す取り組みを進めると共に行政における権利擁護関係施策の更なる充実を期待します。